

住宅の耐震診断を応援します！

～令和6年度 広島市住宅耐震診断補助制度の募集案内・申込書～

1 「広島市住宅耐震診断補助制度」の目的

地震に対する安全確保について市民の皆さんの意識向上を図り、財産である住宅を守ることを目的として、住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

2 制度の概要

募集の対象となる住宅は、広島市内の戸建木造住宅及び分譲マンションで、裏面申込書の要件（戸建木造住宅は①～⑤、分譲マンションは①～⑦）を満たすものです。

また、募集件数等は次のとおりです。

区分	耐震診断の方法	募集件数	補助率	限度額
戸建木造住宅	(一財)日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」に基づく耐震診断によること	予算の 範囲内	診断費用 の2/3	4万円
分譲マンション	(一財)日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく耐震診断によること			133万 3千円

3 申込み方法

別紙申込書に記入し、令和6年4月15日(月)から令和6年4月26日(金)(必着)までに、持参、郵送、FAXまたは電子メールでお申込みください。

- * 持参の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- * FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- * 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

4 申込み後の主な流れ

- ・ 申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・ 補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・ 広島市に登録した耐震診断資格者から、診断を行う建築士を選定します。
- ・ 耐震診断費用の見積書等を添付し、補助金交付申請書を広島市に提出します。
(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)
- ・ 広島市から補助金交付決定通知書を受け取った後、契約し、耐震診断を開始します。
- ・ 令和7年1月末までに、広島市に耐震診断の結果を報告します。

【問合せ・申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.lg.jp



市 HP

【広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6313.html>】

総合トップページ > 分類でさがす > 暮らし・手続き > 住まい

> リフォーム・住宅補助制度 > 住宅の耐震診断を応援します！

令和6年度広島市耐震診断費補助事業（戸建木造住宅・分譲マンション）申込書

- 戸建木造住宅は①から⑤まで、分譲マンションは①から⑦までの要件を満たす必要があります。
- 太枠内にご記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。
※FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- 該当する□に☑してください。

申込日	令和 年 月 日
申込者 (所有者)	フリガナ 氏 名 電話番号（日中の連絡先） - -
住 所	〒 - - -
補助対象となる 住宅の所在地 (現住所と異なる場合)	〒 - 広島市 区
①建築時期	明治・大正・昭和 年 月 日 * 昭和56年5月31日以前に着工されたものに限り * 「昭和〇〇年頃」などわかる範囲で構いません。 * 過去に増築が行われている場合について 建築基準法上、建築確認申請手続の必要性の有無にかかわらず、増築を行う場合には既存部分も含め増築時の耐震基準に適合させなければならないとされているため、昭和56年6月1日以降に増築された住宅は、その当時の耐震基準(新耐震基準)を満たしていると判断し、原則、補助対象外となります。不明点等ございましたら、広島市住宅政策課までお問い合わせください。

戸建木造住宅

分譲マンション

②住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅（二世帯住宅を含む） <input type="checkbox"/> 併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）	<input type="checkbox"/> 分譲マンション(店舗等を含む場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)
③構 造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法及び伝統的構法 * ツーバイフォー工法、丸太組工法、及びプレハブ工法は対象外	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 * 壁式鉄筋コンクリート造及びプレハブ工法は対象外
④補助対象者	<input type="checkbox"/> 居住している「所有者等」※1 <input type="checkbox"/> 当該住宅の「居住予定者」※2	<input type="checkbox"/> 区分所有者自らが居住する住宅戸数の割合が、全住宅戸数の2分の1以上である管理組合
⑤階 数	<input type="checkbox"/> 2階以下	<input type="checkbox"/> 地上階数が3階以上
⑥構造図面等		<input type="checkbox"/> 耐震診断に必要な構造関係図書がある。
⑦決 議 書		<input type="checkbox"/> 耐震診断実施についての管理組合の決議書を、令和6年8月末までに用意できる。

※1：「所有者等」とは、所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族（所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親）をいいます。

※2：「居住予定者」とは、補助対象の住宅に居住を予定している方のうち、当該事業の実績報告の時点において「所有者等」であり、居住している方をいいます。